

エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（案）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百二十九条の四第三項第六号の規定に基づき、エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめる構造計算の基準を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第一百二十九条の四第三項第六号に規定するエレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 令第百二十九条の五に規定する固定荷重及び積載荷重並びに次号に規定する地震力によって、主要な支持部分に生じる力を計算すること。
- 二 前号の主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。

$$\sigma = G + P + K$$

この式において、 σ 及び K は、それぞれ次の力を、 G 及び P は、それぞれ令第百二十九条の五第一項に規定する固定荷重及び同条第二項に規定する積載荷重によって生じる力を表すものとする。この場合において、固定荷重及び積載荷重のうち昇降する部分の荷重にあっては、当該固定荷重及び積載荷重に 1.3 を乗じたものとすること。ただし、特別の調査又は研究の結果に基づき、地震時に昇降する部分に生ずる加速度を考慮した数値を定める場合にあってはこの限りでない。

σ 応力度

K 地震力によって生ずる力

この場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、次の式によって計算した数値とするものとする。

$$P = kw$$

この式において、 P 、 k 及び w は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 地震力（単位 ニュートン）

k 水平震度（令第八十八条第一項に規定する Z の数値に、次の表の階の欄の区分に応じて、同表の設計用標準震度の欄に掲げる数値以上の数値を乗じて得た数値とする。）

階	設計用標準震度
地下部分及びその直上階	○・四
その他の階	○・六

w エレベーターの固定荷重とエレベーターの積載荷重との和。

ただし、エレベーターの積載荷重は地震その他の震動によって人又は物からかごに作用する力の影響に基づいた数値とすることができる。

- 三 第一号の主要な支持部分ごとに前号の規定によって計算した短期の応力度が、令第

三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを
確かめること。